

三三三

ております。この法律の目的は罹災都

市の借地借家関係だけを整理すること
を目的とした法律でありますから、
空襲その他今次の戦争による災害、こ
れだけを範囲の中に含んでおるのであ
ります。ところがお手許に印刷をして
さし上げてあります通り、最近非常
に火災も風水害も多いのであります。
昨年の五月から今年の五月までの一ヶ
年の状態を見ても、四百戸以上繰
つて焼けたところが八ヶ所もございま
す。こういう地方は丁度戦災を蒙つた
と同じように、一瞬にして五百戸千戸
という建物が焼けてしまい、或いは倒
壊をし、或いは流出をしてしまつたと
いうようなわけでありまして、その被
害の状態、その後の借地借家関係の問
題などは全く戦災の場合と異なること
ろがないのであります。そこで火災、
風水害によりまして戦災をいたしまし
た地方から、私共の手許には非とも罹
災都市借地借家臨時処理法をかうな
戦災以外の火災、震災、風水害の場合
でも同じように適用ができるように法
律を改正をして貰いたいという要望が
非常に多いのであります。そこでこれ
を私共が採り上げまして、それでは本
来はこの罹災都市借地借家臨時処理法
は戦災都市の借地借家関係だけを救済
する目的でありますけれども、便宜上
この法律を僅かに改正することによつ
て緊急にかような状態を救済すること
ができますならば、大変便利である
と考えまして、第一條の改正というこ
とを考えた次第であります。次に「第二
條中「一箇年」を「二箇年」に改める」
というところであります。第二條を朗
読いたしますと、先程申し上げました
優先借地権の借地の申出の條項であり
まして、第二條「罹災建物が滅失した

當時におけるその建物の借主は、その
建物の敷地又はその換地に借地権の存
しない場合には、その土地の所有者に
対し、この法律施行の日から一箇年以
内に建物所有の目的で賃借の申出をす
ることによつて、他の者に優先して、
相當な借地條件で、その土地を賃借す
ることができる。但し、その土地を、
権原により現に建物所有の目的で使
する者があるとき、又は他の法令によ
り、その土地に建物を築造するにつ
て許可を必要とする場合に、その許可
がないときは、その申出をすることが
できない。二項以下を略します。そこ
で先程申し上げましたように、この九月
十五日を過ぎますと、折角居住者借家
入に對して優先借地の申出をする権利
優先して賃借権の譲渡を要求すること
できる権利、左隣権利を行使する期
間が九月十五日限りでなくなつても
うのであります。ところが御承知の通
りこの法律は司法省関係の熱心な御努
力にも拘わらず、まだ十分に一般居住
者に理解をされ、知悉されておる限
らないのであります。又優先借地権
のあることをよく知らない者も可なり
多いのであります。それから御承知の
通りのインフレーションの暴走、資金
資材、勞務の不足及び建築許可の困難
というようなことはますます甚だしき
ものがあります。更に疎開をいたして
おりますものにつきましては、轉入離
交通難、食糧難、旅館難、そういうよ
うなもののために疎開地又は避難地か
ら帰郷に展つて来ることは本法制定當
時よりも一層困難な実情に立ち至つて
おります。更に東京、大阪、名古屋そ
の他の大都市になりますればなりま
す程、建築が復旧をいたしておりませ

特別の小地域を除いては殆ど大部分が
御覽の通りの焼跡のまま残つておるよ
うな状態でありまして、かような次第で
ありまして、居住者、借家人の中に來
たる十五日までに優先借地の申出をす
ることも非常に困難なことが多いの
であります。そこで九月十五日の期
間を延長をして貰いたいという意向が
各地から非常に強いのであります。或
いは向う三ヶ年延長して呉れとか、或
いは向う五ヶ年延長して呉れとかい
うような要求もあるのであります。け
れども、私共はかような要求の中、取り敢
えずもう一年これを延長をいたしまし
て、それで大体の処理ができれば結構
でありますし、尙情勢に應じて延長す
る必要がありまますならば、又その時
になつて適當に延長をすることにいた
しまして、取り敢えずは向う一年間だけ
延長しようというのが、この第二條の
改正理由であります。
その次は第七條第一項の中六ヶ月を
一ヶ年に……
○委員長(伊藤雄之助) 本會議が始まり
まして、この委員会は継続してやり
得ることに議長の許可を取つてありま
すから、さう御承知願います。
○衆議院議員(伊藤雄之助) 第七
條第一項中「六箇月」を「一箇年」に
改める。御参考までに、第七條の改
正するべき箇所を朗読いたします。第
七條、第二條第一項の借主が、「先程朗
読したものであります。同條の規定に
よる賃借権の設定又は第三條の規定に
よる借地権の譲渡を受けた後(その賃
借権の設定又は借地権の譲渡につ
いては、旧令がその施行の日から適用さ
れてゐたものとみなし、且つ疎開によ
つて借地権者が借地権を失つたもの

が成立した後)、六箇月を経過しても正
當な事由がなく、建物所有の目的で
その土地の使用を始めなかつたときは
土地所有者又は借地権の譲渡人は、そ
の賃借権の設定契約又は借地権の譲
渡契約を解除することができる。但し、
その解除前にその使用を始めたときは
この限りでない。これが第七條第一項
であります。それから第三項は「前條
第一項又は第二十九條第一項本文若し
しくは第三項の規定により土地を使用す
る者がある場合には、第一項の六箇月
は、その使用の終つた時から、これを起
算する。この限りでない」とあります。
これを改正いたします理由をいたしまし
ては、先程申し上げましたようにインフ
レーションの暴走、資金、資材、勞務
の不足、及び建築許可の制限等により
まして、建築はますます困難でござい
ます。折角第二條及び第三條の規定に
よりまして、居住者、借家人が借地権
を得まして、それから六ヶ月以内に
建築に着手いたしませんと、その権利
を失うというものが、只今朗読いたしま
した第七條第一項と第三項であります。
それでは折角権利を與へまして、
意味をなさないのである。居住者、借
主の不可抗力によつて権利を失われ
るというやうな実情にも立ち至ります
ので、この際その六ヶ月という期間を
一ヶ年に延長をして、その期間に建築
の許可、その他準備をさせる余裕を與
へたい。これが第七條を改正したいと
いう理由であります。その次は第九條
であります。これは分りにくい條文
ですけれども、疎開建物の敷地につ
いては、旧令がその施行の日から適用さ
れてゐたものとみなし、且つ疎開によ
つて借地権者が借地権を失つたもの

つては、これを失はなかつたものと
みなして、前七條の規定を準用する。
但し、公共團體が疎開建物の敷地又は
その換地を所有し、又は賃借してゐる
場合はこの限りでない。このやうな
に改正したいというわけでありまして、
第九條の現行法を朗読いたしますと、
「疎開建物が疎開された當時における
その敷地の借地権者その他の当時借地権
以外の権利に基いてその敷地にその建
物を所有してゐた者及びその當時にお
けるその建物の借主については、前七
條の規定を準用する。但し、公共團體が
疎開建物の敷地又はその換地を所有し
又は賃借してゐる場合は、この限りで
ない。只今朗読いたしましたこの九條
の中、但書は変更がないのであります
けれども、本文の方だけを先程申し上げ
ましたやうな工合に改正をいたした
い。こういうわけなのであります。そ
の理由を申し上げますと、第一に
強制疎開は戦災との意義を同じく
したものと考へます。即ち兩者とも誤
れる戦争の犠牲であり、自己の意に反
し或いは不可抗力によつて借地上の建
物を失つたものであります。故に強制
疎開地の借地権者が戦災地の借地権者
と同様に保護されなければならんこと
は申すまでもありません。然るにこの
罹災都市借地借家臨時処理法は戦災地
の借地権については、これを借地権と
して保護するに拘わらず、強制疎開地
の借地権については、これを消滅した
ものとして、何らの保護を加えないと
いう実情であります。これは誠に公平
を失した不合理の処置と申さなければ
なりません。最もその不合理がはつき
りいたしますのは、同じ番地で境一つ
でありました二軒の家が、一方は強制

でありました二軒の家が、一方は強制

の敷地を他の者に使用させてゐる者を除く。』についてはこの限りでない。』といういう條文であります。これを改正をいたしました理由は、これ又第二條、第七條、第十二條等を先程申し上げましたように疎開地の借地権者と戦災地の借地権者とを區別して扱うのでございますことは非常に不公平でございます。色々すでにドラブルが起つておる例が非常に多いのでございますけれども、そうして又現に裁判外又は裁判所に繫属中のものもあります。併しすでに解決を見たものがあります。解決を見たものについて、更にそれを遡つて同様に扱うということは一旦決りようとした法律、秩序を変更するというようなことになりまして宜しくないと考へますので、この第九條の改正は既往に遡らない。現に争ひのあるもの、今後の問題だけについてこの法律施行後に適用をいたしたい。こういうふうになされる次第でございます。所謂これを経過的な規定でございます。以上申上りましたことがこの改正案の提出をいかなりましたか。理由でございます。しました大体の理由でございます。実は御説明の最初に申し上げました通り、只今改正案として問題に上つております各点につきましては、我が國の各所からこれを改正して貰いたいという要望が非常に多いのでございまして、私共はそれの整理をして集約を

たしまして改正案といたしました次第でありまして、これは決して申す迄もなく私個人の見解ではないのでございませう。更にこの改正案を是非の第一回の国会で審議、通過をさせて頂きたいという事は先程申し上げましたように、この九月十五日を以て折角與えられまして優先借地の申出をいたします期限が切れるのであります。誠に居住者や借家人は困るような立場になりますので、是非共この議会で通過成立をさせまして引續いて折角與えられまして、この借家人居住者、借家人等の権利を保護を同時に借他、借家関係の適正に調整をいたしたいというわけでありませう。尚ほこれを提出いたします前にも、司法省の方の御意向も伺いました、大体において趣旨において御賛成であるというふうに伺ひまして、私共も非常に意を強うして提案をした次第でございませう。提案後におきまして司法省の方の御意見を承りますという、大体この趣旨においては賛成であるけれども技術的な方面において多少御意見もあるようであります。私共もこの趣旨が通ればいいのであります、原案の字句その他につきましては敢えてこれを固執するものではないのでございませうから、どうか、委員会の皆様におかれまして十分御検討を下されまして、この方が良くはないかという御意見がございませうならば、どうか御遠慮なく御批判、御訂正を下さいます、結局において私が只今議と申上げました修正をいたしたい趣旨が実現をいたしましたならば、決して異議のあるものではないのであります。尙最後にお願ひして置きたいことは御承知の通り第一回国会であります。

まして、今度は名前の如く民主國會として私共國會が自主的に立法をする機関という地位を憲法によつて名実共に與えられた次第でございませう。從來は政府案というものが圧倒的に多くて、その通過率が非常に多いけれども、議院提出案というものは、最も少いというのが実情でございまして、けれどもそれが古い憲法下における議會がいよいよ行政府の從屬的な立場におかれたときのこととございまして、國會というものが自主権を回復した立憲府となつた以上は、是非この議院の提案といふものを今までは反対に多くするようには、又多く通過するようにはいたしたいと愚考する者でございませう。この法案は、議院提出法案といひましては第一番目のものでございまして、深い意義を持つておるものと私共考えております。どうか十分に御審議の上で、是非通過させて頂きますようにくれぐれもお願ひをする次第でございませう。長い間有難う存じました。(拍手)

○委員(伊藤修憲) 只今の法律案に対する質疑は他にゆづりたいと存じますが、御異議ございませうか。

○委員(伊藤修憲) 御異議ないかと認めます。左様決定いたしました。それでは次に皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律案を議題に供します。先ず政府委員の御説明をお伺ひいたします。

○政府委員(佐竹晴記君) 大臣お差支えで、私より只今上程されました皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律案について提案理由を御説明申し上げます。

由を御説明申し上げます。日本國憲法の施行に伴ひ、旧皇室典範並びに皇族親族令及び皇族身分令と共に明治四十三年法律第三十九号「皇族ヨリ臣籍ニ入りタル者及婚嫁ニ因リ臣籍ヨリ出テ皇族ト爲リタル者ノ戸籍ニ關スル法律」が廢止されましたが、これと同時に現行皇室典範の施行を見事に至りました。そして現行皇室典範の第二章には皇族がその身分を離れる場合及び皇族以外の女子が皇族となれる場合について、教ヶ條に亘つて規定したておるのであります。このような場合には、その方の戸籍をいかに処理するかを定める必要があるものであります。即ち先に廢止されました前述の明治四十三年法律第三十九号に相當する法律が當然必要となつてまゐるわけでありませう。この要請を満さんため立案されましたものが、この法律案であります。言わば本法律案は、皇統譜令と戸籍法との橋渡しともいふべき法律案なのでございませう。次にこの法律案の内容の要点を申し上げます。第一点は、皇族がその身分を離れた場合の戸籍に関する規定であります。先ず皇族が皇室典範第十一條の規定によつて皇族の身分を離れた場合においては、その方について新戸籍を編製することにいたし、更にこれと同時に皇族の身分を離れたその方の妃、直系卑屬及びその妃がある場合には、これらの方々も共にその戸籍に入ることにいたしました。第一條がその規定であります。次に、皇族以外の女子で親王妃又は王妃となられた方が、その失を失つた後に皇室典範第十四條第一項又は第二項の規定によつて皇族の身分を離れた場合、又はその方が離婚によつて皇族の身分を離れた場合には、いずれも原則として婚姻前の戸籍に復籍し、又皇族女子で他の皇族の妃となられた方が、夫を失ひ又は離婚された場合に、それ以前すでにその直系尊屬が皇族の身分を離れておられるため、みづから皇族の身分を離れられることがあるときには、原則としてその直系尊屬の戸籍に入ることにいたしました。第二條がそれでありませう。第二点は、皇族女子が天皇及び皇族以外の者との婚姻によつて皇族の身分を離れる場合には、當然戸籍法の適用によつてその夫の戸籍に入られるのでありますから、これにつき特別の規定を設ける必要はありませんが、唯その方がその後離婚される場合には、復籍すべき戸籍がない訳でありますから、その方について原則として新戸籍を編製することにいたしました。第三條がその規定であります。第三点は、皇族以外の女子が皇后又は妃となられた場合には、その方を従前の戸籍から除籍したことにいたしました。第四條がその規定であります。第四点は、以上のような皇族の身分の得喪があつた場合における戸籍の届出について規定したことであります。即ち、皇族がその身分を離れた場合には、その方から、皇族以外の女子が皇族となられた場合には、その四親等内の親族から、それ／＼所定期間内に一定の届出をなさしむることにいたしました。第五條乃至第七條の規定がそれでありませう。かかる届出に基いて、市町村が戸籍法の規定に則り、それ／＼戸籍記載の手続をすることとなる訳であります。

以上が、この法律案の大要であります。分を離れた場合、又はその方が離婚によつて皇族の身分を離れた場合には、いづれも原則として婚姻前の戸籍に復籍し、又皇族女子で他の皇族の妃となられた方が、夫を失ひ又は離婚された場合に、それ以前すでにその直系尊屬が皇族の身分を離れておられるため、みづから皇族の身分を離れられることがあるときには、原則としてその直系尊屬の戸籍に入ることにいたしました。第二條がそれでありませう。第二点は、皇族女子が天皇及び皇族以外の者との婚姻によつて皇族の身分を離れる場合には、當然戸籍法の適用によつてその夫の戸籍に入られるのでありますから、これにつき特別の規定を設ける必要はありませんが、唯その方がその後離婚される場合には、復籍すべき戸籍がない訳でありますから、その方について原則として新戸籍を編製することにいたしました。第三條がその規定であります。第三点は、皇族以外の女子が皇后又は妃となられた場合には、その方を従前の戸籍から除籍したことにいたしました。第四條がその規定であります。第四点は、以上のような皇族の身分の得喪があつた場合における戸籍の届出について規定したことであります。即ち、皇族がその身分を離れた場合には、その方から、皇族以外の女子が皇族となられた場合には、その四親等内の親族から、それ／＼所定期間内に一定の届出をなさしむることにいたしました。第五條乃至第七條の規定がそれでありませう。かかる届出に基いて、市町村が戸籍法の規定に則り、それ／＼戸籍記載の手続をすることとなる訳であります。

す。何卒慎重御審議の上、速かに可決せられんことを御願ひ申し上げます。

○委員(伊藤修憲) それでは家事審判法案を上程いたします。これに対する政府委員の御説明を簡單にお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(佐竹晴記君) 只今上程されました家事審判法案について、提案理由を申し上げます。

日本國憲法の施行に伴ひまして、個人の尊嚴と両性の本質的平等の原則に則りまして、民法中身分法の分野において一大改正を加へることとなり、既にこれが改正法律案を提案いたしましたのであります。由來身分關係に基く家庭内や親族間の紛争につきましても訴訟制度の下におきましては、夫婦、親子、兄弟、親族が互に原告、被告として法廷に對立し、黑白を争はねばならず、家庭の平和と健全な親族共同生活の維持を圖るという見地からは理想に反する遺憾な点があるのであります。家庭内や親族間の紛争を理想的に解決いたすためには、裁判官に民間有識者を加えた機関が、訴訟の形式によらないで、親族間の情誼に適合するように紛争を処理することが望ましいこととあります。夙に各方面からかかる要請を充足する制度といたしまして且又家庭内や親族間の重大事項について後見指導をする制度といたしまして家事審判所制度の設置が要望され、しばしばその趣旨の建議や請願があつたのであります。司法省におきましてもかかる要望に應ずるために、夙にこの家庭内や親族間の紛争と重大事項、即ちいわゆる家庭事件について審判と調停を行う制度として、家事審判所制度の設置について調査研究を進め、その

一環として、昭和十四年に家庭事件について調停を行う制度として人事調停法の制定を見、相當の成果を挙げたのである。然しながら、改正民法に従い、國民が平和な家庭生活と健全な親族共同生活を営みますためにはこの機会に、家事審判所制度を全面的に採用することを必要といたしますので、茲に本法案を提出して御審議を仰ぐ次第であります。

次に本法案の内容といたします。主要な諸点を挙げて御説明申し上げます。第一は、家事審判所は、家庭事件のみを取り扱い、その手続も訴訟手続によらないのであります。訴訟事件を取り扱う裁判所とは処理する事件及び処理する手続を異にいたしますので、家事審判所を家庭事件のみを取り扱う地方裁判所の特別の支部といたしました。第二は、家事審判所が取り扱う事件であります。家庭事件のうち、離婚事件、離婚事件等、その性質上訴訟手続によつて処理することを必要とする事件を除いて、それ以外の家庭事件は、總て審判事件とし、又禁治産事件、失踪事件等、その性質上調停に適さない事件を除き、それ以外の家庭事件は總て調停事件といたします。共に、この審判の対象とならない訴訟事件については調停前置主義を採り、又調停に適する審判事件については、何時でも調停に付し得ることとした。そして、家庭事件は總て一應家事審判所において処理することとした。共に、家庭事件を可及的に関係人の互譲によつて円満に且自主的に解決するようにいたしました。第三は、審判は、原則として家庭審判官が委員の參與によつて行い、調停は原則として家事審判

官と調停委員を以て組織する調停委員

会が行うことにいたしました。法律専門家である裁判官と世故人情に通じた徳望ある民間人が、一体となつて、親族間の情誼を考慮し、家庭事件を具體的妥當に解決するように措置いたしました。第四は、現行人事調停法に比し、調停を強化いたしました。婚姻又は縁組の無効事件、嫡出子の否認事件等の調停におきましても、当事者間に合意が成立した場合には、必要なる事実を職権で調査した上、その合意に相當する審判をなし得ることとした。共に、家庭事件について調停が成立しない場合には、強制調停をなし得る途を開きまして、可及的に家庭事件を訴訟によらず調停によつて処理するよういたしました。第五は參與員及び調停委員について秘密漏洩の罰則を設けまして、家庭内の秘密が世間に暴露されることを防止して、当事者が安心してこの家事審判所制度を利用し得るよういたしました。

以上諸点の外、審判及び調停につきましては、非訟事件手続法を適用してその手続を簡素にいたしました。事件の迅速な解決と費用の軽減を図りました。

只今申し上げましたのが、本法案の概要であります。その他の詳細な点につきましては、御質疑に應じて御説明申し上げます。何卒慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願い申し上げます。大第であります。(拍手)

○委員長(伊藤 喜久) この本案に対する質疑を他日続行したいと存じますが、御異議ありませんか。

○委員(長瀬 喜久) では左様決定いたします。(異議なし)と呼ぶ者あり。

○委員長(伊藤 喜久) では左様決定いたします。

たします。委員会はこれにて散会いたします。午後二時五十二分散会

出席者は左の通り。

委員長 伊藤 喜久
理事 松井 道夫
委員 大野 幸一
齋 武雄
奥 主一郎
鬼丸 義齋
小川 友三
來馬 琢道
松村 眞一郎
山下 義信
阿竹 繁次郎
武藤 運十郎
衆議院議員 佐竹 晴記
司法事務次官 奥野 健一
司法事務局長 奥野 健一

八月十三日本委員会に左の議案を付託された。

一、裁判官及びその他の裁判所職員
の分限に関する法律案(第十九号)
一、裁判所予備金に関する法律案
(第二十号)

裁判官及びその他の裁判所職員の分限に関する法律案

第一條(免官) 裁判官は、回復の困難な心身の故障のために職務を執ることができないと裁判された場合及び本人が免官を願ひ出した場合には、日本國憲法の定めるところによりその官の任命を行う権限を有するものにおいてこれを免することができ

これをしなければならぬ。

第二條(懲戒) 裁判官の懲戒は、戒告又は一万円以下の過料とする。

第三條(裁判権) 各高等裁判所は、その管轄区域内の地方裁判所及び簡易裁判所の裁判官に係る第一條第一項の裁判及び前條の懲戒に関する事件(以下分限事件という)について裁判権を有する。

最高裁判所は、左の事件について裁判権を有する。

一、第一審且つ終審として、最高裁判所及び各高等裁判所の裁判官に係る分限事件

二、終審として、高等裁判所が前項の裁判権に基いてした裁判に対する抗告事件

第四條(合議体) 分限事件は、高等裁判所においては、五人の裁判官の合議体で、最高裁判所においては、大法院で、これを取り扱う。

第五條(管轄) 分限事件の管轄裁判所は、第六條の申立の時を標準としてこれを定める。

第六條(事件の開始) 分限事件の裁判手続は、裁判所法第八十條の規定により当該裁判官に対して監督権を行う裁判所の申立により、これを開始する。

第七條(裁判) 第一條第一項の裁判又は第二條の懲戒の裁判をするには、その原因たる事実及び証拠によりこれを認めた理由を示さなければならぬ。

裁判所は、前項の裁判をする前に当該裁判官の陳述を聴かなければならぬ。

第八條(抗告) 高等裁判所が分限事件についてした裁判に対しては、最

高裁判所の定めるところにより抗告をすることができ

抗告裁判所の裁判については、前條の規定を適用する。

第九條(手続の費用) 分限事件の手続の費用は、國庫の負担とする。

第十條(手続の中止) 分限事件の裁判手続は、当該裁判官について刑事又は彈劾の裁判事件が係属する間は、これを中止することができ

第十一條(裁判手続) 分限事件の裁判手続は、この法律に特別の定めのあるものを除いて、最高裁判所の定めるところによる。

第十二條(裁判の通知) 第一條第一項の裁判が確定したときは、最高裁判所は、その旨を内閣に通知しなければならぬ。

第十三條(過料の執行) 懲戒による過料の裁判の執行については、非訟事件手続法第二百八條の規定を適用する。

第十四條(裁判官以外の裁判所職員の懲戒等) 左に掲げる職員の懲戒による免官は、一級のものについては、裁判所職員高等懲戒委員会の議決を具した最高裁判所の申出により内閣が、二級のものについては、裁判所職員高等懲戒委員会の議決により最高裁判所がこれを執行する。

第十五條(最高裁判所事務局長) 最高裁判所事務局長は、最高裁判所事務官を監督する。

第十六條(裁判所事務官) 裁判所事務官は、裁判所事務官を監督する。

第十七條(裁判所事務官) 裁判所事務官は、裁判所事務官を監督する。

第十八條(裁判所事務官) 裁判所事務官は、裁判所事務官を監督する。

第十九條(裁判所事務官) 裁判所事務官は、裁判所事務官を監督する。

第二十條(裁判所事務官) 裁判所事務官は、裁判所事務官を監督する。

六 裁判所按官

前項に掲げる職員の懲戒による減俸は、一級のもの及び二級のものについては、裁判所職員高等懲戒委員会の議決により最高裁判所が、三級のものについては、裁判所職員普通懲戒委員会の議決により、最高裁判所の定めるところにより最高裁判所、各高等裁判所又は各地方裁判所が行う。

第一項に掲げる職員の懲戒による減俸は、最高裁判所の定めるところにより最高裁判所、各高等裁判所又は各地方裁判所が行う。裁判所職員高等懲戒委員会及び裁判所職員普通懲戒委員会に関する規程は、最高裁判所がこれを定める。執行吏の懲戒は、最高裁判所の定めるところにより各地方裁判所が行う。

不具慶疾又は心身の衰弱に因り職務を執ることができないことを理由とする第一項に掲げる職員（最高裁判所長官秘書官を除く。）の免官についても、また同項と同様とする。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。軌道更懲戒令は、これを廃止する。

裁判所予備金に関する法律案

第一條 裁判所の予備金は、最高裁判所長官が、これを管理する。

第二條 裁判所の予備金を支出するには、事前に、時宜によつては事後に、最高裁判所の裁判官會議の承認を経なければならぬ。

附則

この法律は、公布の日から、これを

施行する。

八月十三日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、函館市に札幌高等檢察廳支部設置に関する陳情（第四百四十号）
- 一、法曹一元制度の実現に関する陳情（第四百四十五号）

（陳第四百四十号） 昭和二十二年七月二十三日受理

函館市に札幌高等檢察廳支部設置に関する陳情

函館市長 坂本泰一外一名

函館地方裁判所管内五十万の住民の熱望もあり、且つ新憲法に基づく司法行政の民主化を図るため、函館市に札幌高等檢察廳支部を設置されたいとの陳情

（陳第四百四十五号） 昭和二十二年七月二十四日受理

法曹一元制度の実現に関する陳情

浦和弁護士会長 會田惣七

法曹一元制度こそ司法部民主化の最も手近な、而も最も有効な方法であるから、当局はこの際思い切つて多数の司法官を在野側から採用して、この制度の実現にまい進されたいとの陳情。